

8 別紙1 避難路沿道等

(1) 大船渡市耐震改修促進計画に定める大船渡市ブロック塀等安全確保対策事業補助金交付要綱の対象となる避難路沿道等は以下のものとする。

①避難路については、市内に存在するもので以下のとおりとする。

ア 国道、県道及び市道。

イ 国、又は地方公共団体が管理しているもの。(例：臨港道路、農道等)

ウ 私道は対象外とする。ただし、建築基準法第42条にて、建築基準法上の道路として認められたものは除くものとする。(例：位置指定道路等)

②避難地については、以下のとおりとする。

ア 大船渡市地域防災計画の「資料編 2 災害予防計画」の「2-6 避難対策計画 2-6-1 避難場所一覧表、及び2-6-2 福祉避難所一覧表」において避難場所として位置づけられているもの。ただし、学校施設は除くものとする。